

基本目標1 男女の人権の尊重と男女平等意識の確立

主要課題1 ●男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施策の方向1 ●学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効 果
1 教育活動全体を通じた人権教育の実施 《概要》 各教科の指導，学級活動，その他教育活動全体を通して，人権を尊重する意識や態度を育てる。男女混合名簿を採用する。	継続	各教科の指導，学級活動，その他の教育活動全体を通して，人権を尊重する態度を育てる。特に男女混合名簿の採用や係・委員会活動等での男女協働活動を積極的に実施した。（13校）	指導室	2	a, c, g
2 道徳教育を通じた男女平等教育の実施 《概要》 道徳の時間における人権教育を実施する。	継続	道徳の時間における指導の中で，特に学習指導要領（道徳）内容項目2「主として他人とのかかわりに関すること」を年間計画の中に位置付け，異性に対しても，信頼を基にして，正しい理解と友情を育て，協力して助け合おうとすることに配慮した授業を実施した。（13校）	指導室	2	b, c, g
3 総合的な学習の時間を通じた人権教育の実施 《概要》 市内小中学校の総合的な学習の時間においてゲストティーチャーを調整，支援する。	継続	小・中学校の依頼に対して，福祉分野についてゲストティーチャーや指導者の調整を行い，支援を行った。なお，今年度も8月に学校教職員に対して，総合学習の時間を通じた取り組みの研修会を実施し，事業の趣旨，目的を説明し，理解を得た。（6/13, 7/2, 7/9, 7/15, 7/16, 8/22, 10/22, 12/12）	社会福祉協議会	2	b, e, g

4 教職員への平等教育の徹底 《概要》 男女平等観の向上を目指し、教職員の研修の充実を図る。	継続	各校毎に人権教育全体計画を見直すことで、人権に対する意識の高揚を図った。また、8月には、今年度守谷市への新規転入職員と各校人権教育担当職員を対象に人権に対する研修を行った。(57名) 学校訪問の際には全職員に「三ない運動(飲酒, 体罰, セクハラの防止)」を呼びかけ, 周知徹底に心がけた。(13校)	指導室	2	c, g
		同和教育講演会の実施 ○日 時 平成20年7月28日(月) ○会 場 守谷市中央公民館ホール ○講 師 川口 泰司 氏 (山口県人権啓発センター事務局長) ○演 題 ～若者からのメッセージ～ 『差別っていったいなんやねん?』	くらしの支援課	1	a, b, g
5 家庭科教育の充実 《概要》 共修による家庭科教育を通して, 家族や子育てについての学習を図る。	継続	必修による家庭科教育を通して, 家庭のあり方や家族の人間関係, 子育てなど, 家庭生活における協同, 協力の意義を理解し, 実践しようとする意欲を高める取り組みを実施した。	指導室	2	b, c, f, h

施策の方向2 ●家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効果
6 子育て・仲間づくりセミナーの実施 《概要》 子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め交流を深める。	継続	平成20年度 事業廃止			
7 合同家庭教育学級の開催 《概要》 小学校、中学校と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催する。	継続	児童生徒を持つ保護者が家庭教育の重要性を認識し、家庭において子どもの育成を図るために必要な知識・技能を学習する。	生涯学習課	3	g
8 両親学級の実施 《概要》 妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりをする。	継続	平成19年度から従来の両親学級を母親学級・両親学級に分け実施。両親学級は夫婦での参加を原則とし、より夫婦での子育てについて考える内容とした。(全7回 参加夫婦135組) ・妊婦体験、コミュニケーション、沐浴などにおいて、夫婦とも満足感が高く、実践したいという人の声が多かった。 ・テキストの中に「父子手帳」を入れて父になる人達に配布した。	保健センター	1	c, f, h

9 子育てハンドブック作成・配布 《概要》 母子健康手帳交付時に，子育てハンドブックを配布し，家庭における子育ての情報提供をする。	継続	・地域子育て情報誌「トライアングルブック」の提供 ・子育て支援事業を行っている機関（児童福祉課，ファミリーサポートセンター，家庭児童相談室，保健センター，ねっこ（まつやま保育園），アビエス（わかばのもり保育園），夢っ子ひろば（地域子育て支援センター））が連携して作った子育て情報誌の提供 各公民館，市役所，保健センター，各子育て支援センターで自由配布をしている。 転入者が多い中，転入された方にも行き渡るよう乳児検診時にも配布するようにしている。	児童福祉課	1	a, b, c, h
10 男性を対象とした料理講座の開設 《概要》 男性を対象とした，簡単な料理法	継続	男性のみを対象にした料理講座の開設はなし。 ○郷州公民館事業 シニア料理教室（6回） 59名（男性12名） ○守谷地区公民館事業 親子で簡単なピザ作り教室 34名（男性13名） ○中央公民館 男の休日・やってみよう！！『定年後』（魚のさばき方）（全5回のうちの1回） 14名	生涯学習課	2	c, f, h

1 1 地域活動における男女共同参画の推進 《概要》 男女が共に自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための啓発を行う。	新規	自治会・町内会，市民活動団体等が，人と人とのつながりがある住みよいまちづくりを目指し，環境美化，防犯，防災をはじめとする様々な活動を行っており，男女が共に計画段階から関わり，活躍している。協働のまちづくりの推進により，今後さらに，まちづくりのための活動や事業など個別の取り組みだけではなく，「まちをつくっていくこと」という全体的な取り組みに皆が参画して実施していくことを目指す。	くらしの支援課	1	c, e
---	----	---	---------	---	------

施策の方向3 ●社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効果
1 2 生涯学習推進体制の充実 《概要》 生涯学習推進のため，諸施策について検討し，充実を図る。	継続	「いつでも，どこでも，誰でも」できる生涯学習をPRし，多くの市民に親しんでもらうこと，また，社会教育施設における，計画的，効率的な運営を推進し，多様な活動を行えるような学習環境を整備することを推進し，あらゆる年代の男女の生涯学習への参加促進を図っている。	生涯学習課	2	a, e, g
1 3 生涯学習フェスティバルの開催 《概要》 市民の自由参加のもと，市内で行われている学習活動などを通じて，生涯学習の輪を広げることがを目的に開催する。	継続	女性が，積極的に社会に参加する機会として，公民館のサークルなどがありその活動の発表の場としてフェスティバルを行った。踊りや歌及び展示など女性が中心となってフェスティバルが行われた。 開催日 ：10月19日（日） 参加人数：1100名 主な内容：舞台発表，サークル活動体験コーナー，手作り体験教室，チャリティーバザーほか	生涯学習課	3	b, g

1 4 地区公民館運営協力員の設置 《概要》 地区公民館事業に関する企画・立案をし，地域にあった公民館事業の展開を図る。	継続	地区公民館事業に関する企画・立案をし，地域にあった公民館事業の展開を図っている。 ○協力員数 <table><tr><td>公民館</td><td>男性</td><td>女性</td><td>合計</td></tr><tr><td>郷州</td><td>9</td><td>1 1</td><td>2 0</td></tr><tr><td>高野</td><td>1 1</td><td>9</td><td>2 0</td></tr><tr><td>北守谷</td><td>1 5</td><td>4</td><td>1 9</td></tr><tr><td>守谷地区</td><td>8</td><td>7</td><td>1 5</td></tr><tr><td>大野地区</td><td>1 3</td><td>1 1</td><td>2 4</td></tr><tr><td></td><td>5 6</td><td>4 2</td><td>9 8</td></tr></table> 【役割】 (1) 住民の文化教養及び体育の向上を図るための行事・事業について協力する。 (2) 地域住民の公民館活動について，理解を深めるとともに，参加意識を高め，住民の意思が反映できるようにする。	公民館	男性	女性	合計	郷州	9	1 1	2 0	高野	1 1	9	2 0	北守谷	1 5	4	1 9	守谷地区	8	7	1 5	大野地区	1 3	1 1	2 4		5 6	4 2	9 8	生涯学習課	2	a, b, g
公民館	男性	女性	合計																														
郷州	9	1 1	2 0																														
高野	1 1	9	2 0																														
北守谷	1 5	4	1 9																														
守谷地区	8	7	1 5																														
大野地区	1 3	1 1	2 4																														
	5 6	4 2	9 8																														
1 5 女性セミナーの充実 《概要》 体験学習や講座を通し，参加者相互の交流を図る。	継続	平成20年度 事業廃止	生涯学習課																														

16 もりやいきいきライフリーダーバンクの設置 《概要》 青少年活動や料理，語学，人形劇，スポーツなど多様な指導者を登録し，利用者に応じた指導を行う。	拡充	もりやいきいきライフリーダーバンクに指導者を登録し，市事業の講座・教室，また市民の要請に応じ専門分野の指導を行っている。 【登録者を活用した事業】 プリザーブドフラワー講座，子ども押し花体験教室，親子アートボード講座，親子アロマ教室，ブルーベリーを使ったお菓子作り教室，子どもピザづくり教室，クリスマスリースづくり教室，クリスマスケーキづくり教室，うまい！簡単！男の料理教室，木彫り入門講座，親子バルーンアートづくり教室	生涯学習課	3	g
17 男女共同参画推進の拠点機能の整備 《概要》 男女共同参画推進のための拠点機能のあり方を検討する。	新規	既存の公民館等の施設において，様々なテーマでセミナー・フォーラムを企画・運営しており，固定の拠点がなくても，学習機会の提供をできる環境にある。今後も引き続き，ホームページ・広報を通しての情報提供や，セミナー等学習機会の提供を実施し，「男女共同参画学習の促進」の機能を果たせるよう努める。	くらしの支援課	3	a, c, g
11（再）地域活動における男女共同参画の推進	新規		くらしの支援課	1	c, e

主要課題 2 ●男女共同参画の理解の促進と意識の改革

施策の方向 1 ●男女共同参画に関する意識啓発

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効果
18 男女共同参画に関する情報の提供 《概要》 図書、資料、国・県・他自治体、大学等の情報の資料、ビデオ等の整備を図り、情報を提供する。	新規	情報提供の一環として、内閣府等から配布されたビデオの貸し出しを行っている。	くらしの支援課	3	c, g
		図書を中心に、男女共同参画に関する資料を収集し、情報を提供する。 平成20年度は新たに7点の関連図書を収集し、累計99点の資料を提供できるようになった。	中央図書館	2	c, g
19 男女共同参画推進員との連携による広報・啓発活動の実施 《概要》 茨城県が設置する男女共同参画推進員と連携を図り、広報・啓発活動を行う。	新規	県主催の推進員と行政職員との合同研修会を通して、情報の共有を図った。推進員の役割として、県発行の啓発広報紙『ハーモニー広場』を居住する地域に配布している。 合同研修会の内容：意見交換会、グループ討議	くらしの支援課	3	e
20 講演会・フォーラムの実施 《概要》 市民の男女共同参画に対する関心を高めるために開催し、積極的な啓発を図る。	拡充	一人ひとりが男女共同参画について、できるところから行動していけるよう、身近な事がらに視点をおいて市民による企画を採用し開催した。 【市民企画セミナー】 11/8（土）参加者数 60人 『みんなでサンバ！』（企画：サークル“虹”） 12/5（金）参加者数 40人 講演『食を彩る』（企画：女性セミナー「ミレニアム」）	くらしの支援課	1	a, b, c, g

		【ぱーとなーしっぷフォーラム Andante2009】 1月24日（土）開催 参加者数 90人 男女共同参画についての認識を深め、家庭や地域、職場においてそれぞれの「しあわせのかたち」を考えるきっかけを作る。 会場参加型の講演会により、人と人とのよりよくなる方法について、実践を交え、みんなで考えた。 ○会 場 守谷市北守谷公民館ホール ○講 師 宮下 敏子 氏 (アナウンサー・歌手) ○演 題 『笑顔は最高の思いやり。 元気になる表現トレーニング』			
--	--	---	--	--	--

施策の方向2 ●多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効 果
2 1 男女共同参画の視点に立った広報紙・ホームページ等の作成 《概要》 広報もりや、ホームページ上に国・県の動きや各種相談業務、女性情報などを掲載する。	継続	広報もりや（毎月10日号）の「男女共同参画コラム」に各種セミナーの募集記事、啓発記事を掲載した。 ホームページには、コラムへの掲載記事のほか、「守谷市男女共同参画推進計画（全文）」、「各種相談窓口」を掲載し、関連機関へのリンク機能を設けることで、県・国の動きに関する情報提供を図ることができた。	くらしの支援課	2	a, c, g

2 2 男女共同参画に関するリーフレットの作成 《概要》 男女共同参画に関する情報をリーフレットにまとめ、意識啓発を図る。	新規	家庭や地域、職場や学校など、社会の様々な場面で一人ひとりが個性や能力を発揮し、共に支えあい、いきいきと幸せに暮らせるまちづくりを目指し、啓発広報紙「あんだんて」を発行（3／25）。 推進事業、啓発記事などにより、守谷市の取り組みを周知した。 【発行協力】 守谷市男女共同参画推進条例検討会	くらしの支援課	1	a, b, c, d, e, f, g, h
---	----	---	---------	---	------------------------

施策の方向3 ●男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効果
2 3 男女共同参画に関する法令等の周知 《概要》 「男女共同参画基本法」等の周知を図る。	新規	ホームページの男女共同参画コラムのコーナーを通して、関連する法律や制度をPRしている。 ・改正『育児・介護休業法』 ・介護の担い手はだれ？～介護についてみんなで考えよう～	くらしの支援課	3	a, b, c, d, e, f, g, h
2 4 男女共同参画に関する法律や制度理解のための講座の開設 《概要》 男女共同参画に関する法律や制度を正しく理解するための講座を開設する。	新規				

25 社会制度や慣行に関する調査・研究 《概要》 男女共同参画の視点で社会制度や慣行について調査を行う。	新規	男女共同参画推進会議検討会（庁内組織で）、ワークライフバランスに関する研修を行い、職業生活、家庭生活、地域生活等を両立できるようや社会制度や慣行に関する内容の周知を図った。	くらしの支援課	3	a, b, c, d, e, f, g, h
--	----	--	---------	---	------------------------

施策の方向4 ●男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効果
26 男女共同参画推進条例の研究 《概要》 男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりとして、条例制定に向けた研究・検討を行う。	新規	市民主体による条例検討会を発足し、月2回定例会により策定作業を行った。 第6回（4／10）～第15回（8／22） ①条例策定作業 ②都市宣言文策定作業 第16回（10／24）～第21回（3／27） ①啓発広報紙「あんだんて」第2号掲載記事検討 ②宣言都市奨励事業視察など	くらしの支援課	1	a, b, c, d, e, f, g, h
27 男女共同参画都市宣言実施に向けての検討 《概要》 男女共同参画都市宣言を実施するための検討を行う。	新規	平成21年3月17日 議会の議決をもって都市宣言 平成21年4月1日 『守谷市男女共同参画推進条例』施行	くらしの支援課	1	a, b, c, d, e, f, g, h

主要課題3 ●男女におけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向1 ●ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効 果
28 ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施 《概要》 ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であることを踏まえ防止に向けて取り組むための啓発活動を行う。	新規	「あなたを守る相談窓口」としてリーフレットを作成し、窓口で配布しています。ホームページでは、リンク機能を設け、関連機関の情報収集が可能となった。	くらしの支援課	3	a, b
29 ドメスティック・バイオレンスに関する調査研究情報の収集と提供 《概要》 ドメスティック・バイオレンスの実態や、暴力が子どもへもたらす影響について把握するため関係機関による調査研究情報を収集し、提供する。	新規		くらしの支援課	3	a, b

施策の方向2 ●セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効 果
30 セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発の実施 《概要》 セクシュアル・ハラスメント防止に向けたセミナー等を開催する。	新規	これまでに実施した市民意識調査や、職員意識調査及び職場内状況調査から職場内セクシュアル・ハラスメント被害の事実が判明している中で、防止対策の徹底を図り、条例においても禁止をうたうなど、より良い労働環境を整備していくために努めていく。	くらしの支援課	2	a, d
31 事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発の実施 《概要》 事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底について働きかける。	新規		経済課 くらしの支援課	2	a, d

施策の方向3 ●相談体制の整備

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効 果
32 男女間における暴力に関する相談体制の整備 《概要》 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等に関し、女性の人権尊重を第一に考えた相談体制を充実する。	新規	リーフレット（「あなたを守る相談窓口」）を配布し、相談先の情報提供を行っている。ホームページでは県内の公的機関を中心に相談に関する詳細を紹介している。今後は、庁内で相談体制を検討していくことが課題となり、相談内容に応じて、各課が協力していく体制づくりをしていくことが必要となる。	くらしの支援課	2	a, b, c, f, h

		育児健康相談，乳幼児健診時の相談，こころの相談等の事業の中で，本人の訴えにより対応する体制を取っている。 直接訴えにくい内容のため，子育て相談等，他の目的で来庁した際も個別相談できる体制を整えている。	保健センター		
3 3 人権相談の充実 《概要》 人権擁護委員による相談を充実させる。	継続	生活に身近な事柄については，男性より女性の相談者の方が多い。市民が安心して日々の生活を送れるよう，関係機関との連携を図りながら対応している。 相談（年6回実施）	くらしの支援課	2	a
3 4 法律相談 《概要》 弁護士による相談を充実させる。	継続	相談（年12回実施） 県弁護士会による法律相談が守谷市商工会にて毎週実施されている。	くらしの支援課	2	i
3 5 心の健康相談 《概要》 精神科医師，心理相談員，精神保健福祉士による人権，虐待を含めた相談及び関係機関との連携を図る。	継続	精神科医師や精神保健福祉士，臨床心理士等によるこころの健康相談を，毎月1回開催している。（対人関係，うつ・統合失調症など精神疾患，小児の発達相談などの相談） その他，保健センター職員の精神保健福祉士等による，電話や面接の相談を随時実施した。 ① こころの健康相談 28件 ② 随時の相談（面接） 76件 ③ “ （電話） 145件	保健センター	3	b

3 6 相談業務に携わる市職員研修の実施 《概要》 問題解決に向けて、質の高い相談や情報を提供できるよう、相談業務に携わる市職員研修を実施する。	新規	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど、男女間における暴力については、各課の担当者が県などの関係機関による研修会に参加している。 セクシュアル・ハラスメントについては、茨城県自治研修所において「セクシュアル・ハラスメント防止研修講師養成研修」を実施する年度は積極的に職員を派遣して受講させている。（平成20年度は研修が実施されなかったため未受講。近年では平成17年度に1名受講している。） 今後も茨城県自治研修所における研修をはじめ、他の研修についても積極的に参加をしていくとともに、研修会開催について関係課へ情報提供していく予定である。また、研修を受講した職員から実際に窓口で市民からの相談を受ける職員への情報提供・共有が図られるよう、働きかけていく。	総務課	3	a, g
3 7 関係機関とのネットワークの整備 《概要》 国、県、被害者の保護にかかわる関係機関とのネットワークの整備を図る。	新規	リーフレット（「あなたを守る相談窓口」）を配布し、相談先の情報提供を行っている。ホームページでは県内の公的機関を中心に相談に関する詳細を紹介している。今後は、相談内容に応じて、各課が協力していく体制づくりをしていくことが必要となる。	くらしの支援課	2	a, b

38 被害者の住民票の交付制限 《概要》 警察等で被害者に対して支援が必要と認められた場合に限り、加害者への住民票交付を制限する。	継続	・警察等で被害者に対し支援が必要と認められた方からの住民票の交付制限の申請を受ける。（継続して実施する。） ・各関係部署との連携をはかった。	総合窓口課	1	a
---	----	---	-------	---	---

主要課題4 ●メディアにおける人権の尊重

施策の方向1 ●男女の人権を尊重した情報発信の推進

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効果
39 人権を尊重した表現の推進にむけた啓発の推進 《概要》 男女共同参画の視点に立った情報の発信について、広報もりや・ホームページ等で啓発を行う。事業所等が発行する広報物等に対して人権への配慮がなされるよう働きかける。	新規	広報・毎月10日号 男女共同参画コラムを通して、男女共同参画の視点に立った情報を発信しており、人権尊重の表現がなされるよう配慮している。	くらしの支援課	3	a, g

40 市広報紙・出版物におけるガイドラインの作成 《概要》 男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物に関するガイドラインを作成し、男女の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮する。	継続	市民向け刊行物を作成する際、性別による固定役割分担をイメージさせるイラスト等が掲載されないようにしている。	秘書課	3	a, c
41 市ホームページにおける人権を尊重 《概要》 市ホームページにおいて、男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。 ＊アクセシビリティ 日本工業規格（JIS）：アクセシビリティ JIS（JIS X8341 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信機器・ソフトウェア・サービス：第3部ウェブコンテンツ）	継続	平成17年4月から全面リニューアルを図り、併せて高齢者・視覚障害者等や子どもにも平等に情報閲覧が可能なようにアクセシビリティ（＊）の確保（配慮）を図った（継続）。 また、各情報ページの情報表記においては、継続して各課の判断で人権を尊重した表現としているページ作成・編集を実施している。 平成18年度には「守谷市公式サイト作成ガイドライン」を策定・公開し、平成20年度現在でアクセシビリティに対応したページは公開部分全体の9割程度に達した。 [アクセシビリティにおける外部評価機関によるチェック結果]・・・継続して良好 ・W3C（World Wide Web Consortium）・・・（2005年9月結果）良好	企画課	1	g

		・WDG (Web Design Group)・・・(2005年10月結果)良好 ・Another HTML-lint・・・(2006年1月結果)良好 ・A.A.O. (Allied-Brains Accessibility Online)・・・(2006年12月結果)レベルA			
--	--	---	--	--	--

施策の方向2 ●情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)向上の促進

具体的事業	区分	実施状況	担当課	達成度	効果
4.2 広報紙・ホームページ等における情報活用に関する啓発の推進 《概要》 広報もりや等を通して情報を活用できる能力の向上に関する理解の促進を図る。	新規	広報・毎月10日号 男女共同参画コラムを通して、男女共同参画の視点に立った情報を発信しており、人権尊重の表現がなされるよう配慮している。 また、メディア・リテラシーについても、ホームページ等で推進していく。	くらしの支援課	3	a, g
4.3 情報活用能力の育成と情報モラル教育の実施 《概要》 インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に対応できる能力育成に努める。	継続	情報活用能力の育成について、男女混合グループによるコンピュータを使った学習を実施した。	指導室	2	c, g